

## 院内感染対策指針

### <院内感染対策に関する基本的な考え方>

院内感染防止に留意し、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。このため、組織の有効活用、全病院職員が院内感染防止マニュアルの遵守を徹底し、病院の理念に則った医療が提供出来るよう、本指針を作成する。

### <院内感染対策の管理体制>

1. 病院長を含む各専門職を構成員として組織する医療関連感染対策委員会を設け、毎月定期的に会議を開催して院内感染対策を行う。委員長は構成員から病院長が任命する。医療関連感染対策委員会の業務、組織、運営については、〔樫本病院医療関連感染対策委員会規定〕に定める。緊急時には、臨時会議を開催する。
2. 医療関連感染対策委員会は、次の内容の協議・推進を行う。
  - ① 医療関連感染対策指針及びマニュアルの作成・見直し
  - ② 感染対策に関する資料の収集と 職員への周知
  - ③ 職員研修の企画
  - ④ 異常な感染症が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し実施するために全職員への周知徹底を図る。
  - ⑤ 患者の疑問、不安等の日常的な把握に関する事項
3. 委員・職員は、職種・職位に関わらず、院内感染の防止に関して自由に発言できる。
4. 委員はその職務に関して知りえた事項のうち、一般的な院内感染防止対策以外のものは委員会及び、院長の許可なく、院外の第三者に公開してはならない。
5. {感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律} に定める疾患を診断した場合は、期日内に保健所を通じて都道府県知事へ届け出る。

### <職員研修>

1. 院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について、職員に周知徹底を図るために業務状態に応じた研修会を開催し、併せて感染対策に対する意識向上を図る。
2. 職員研修として、職員を対象に年2回以上の講習会を開催する。又、必要に応じて随時開催する。
3. 院内研修の内容および参加者名簿、また外部研修の記録等を保存する。

### <院内感染発生時の対応>

1. MRSA 等の感染を防止するため、{感染情報レポート} を週1回作成しスタッフへの情報提供を図るとともに、月間の感染情報レポートを作成し医療関連感染対策委員会で再確認し活用する。

2. 異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。臨時委員会を開催し速やかに原因を究明し、改善案を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

#### <病院における院内感染対策の推進>

1. 院内感染防止のため、病院職員は本指針および各職場共通の別紙 {医療関連感染対策マニュアル} を遵守する。
2. 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受け、常に健康管理に留意する。

#### <患者への情報提供と説明>

1. 本院医療関連感染対策指針は、患者または家族、来院者が閲覧できるようロビーに掲示する。
2. 疾病の説明と共に、必要時 感染防止の意義及び基本手技の手洗い、マスク使用等についても説明し、理解を得た上で協力を求める。

平成 27 年 3 月改訂

令和 2 年 3 月 1 日指針変更なし

令和 4 年 3 月 1 日指針変更なし